

倶楽部たより

2019 年 5 月

つるま法律倶楽部



『ぴーぷる』東山植物園・散策
2019 年 4 月 13 日

『低山歩こう会』金勝アルプス
2019 年 4 月 28 日



『学習会』改正相続法
2019 年 1 月 13 日

2018 年度の新小学 1 年生は 104 万 3713 人だった。今年も希望に満ちて入学した小学生たち、おめでとう。中学、高等学校の 1 年生、おめでとう。

ところで推計によれば、2045 年頃の老年人口は 4 千万人近く、年少人口は 1 千 1 百万人強となるが、生産人口は 5 千 6 百万人に満たない。

今年の小学新 1 年生は 2045 年頃に 32 歳。自分の生活の確立と子育てに立ち向かい、老人をも支える立場に立つ。

いまのままのわが国の社会制度が続けば、社会福祉も教育も、そして食物、水、人間が生きる自然環境も破壊され続ける。

希望を持てる新しい社会をあなたたちに遺すため、大人は何をしたらいいのだろう。

弁護士 小 島 高 志



事件速報!!

名古屋自由学院組合ニュース配布妨害事件 (不当労働行為救済申立)

弁護士 小島 高志

◇組合ニュース配布禁止措置

名古屋自由学院は、名古屋芸術大学、名古屋芸術大学大学院、名古屋芸術大学保育専門学校、滝子幼稚園を設置運営する学校法人である。30年以上にわたって、教職員組合の組合ニュースは学内の教職員用メールボックスに投函され配布され、学院理事会もこれを是認していた。

ところが2017年4月になると突然、理事会は、教職員用メールボックスへの組合ニュース投函を全面的に禁止する旨を通告した。

◇不当労働行為救済申立と懲戒解雇

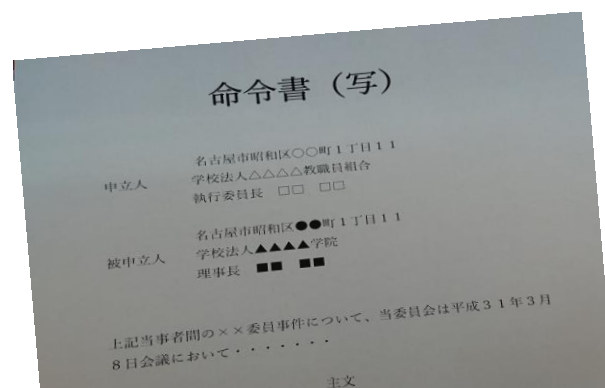
教職員組合は、これに抗議し撤回を求めたが、理事会が応じないため、同年10月20日、愛知県労働委員会に不当労働行為の救済申立をした。理事会は、報復のように10月25日、教職員組合の委員長と副委員長である2名の大学教授を懲戒解雇処分に付した（解雇は各新聞で既報。名古屋地裁に繫属）。主たる懲戒理由は組合ニュースを教職員メールボックスに投函して配布した点にあった。

◇理事会の抵抗

不利を悟った理事会は、審理終結の直前、皆の利用に供されてきたメールボックスを廃止してしまい、理事会管理下の郵便仕分けボックスなるものを設置する画策と抵抗に及んだ。存在しなくなったメールボックスに組合ニュースを配布させよという命令は出せない。それを狙ったものに違いない。

◇労働委員会の命令

労働委員会は、2018年11月16日に審理を終結し、2019年3月15日付けで、この禁止通告は、教職員組合の正当な活動を妨害するもので、



不当労働行為に当たる（労組法7条3号）と判断し、理事会に対し

- ①郵便仕分けボックスを介して組合ニュースを配布することを妨げてはならない
- ②このような不当労働行為を繰り返さないことを誓約する文書を教職員組合に交付せよとの救済命令を下した。

詳細な事実認定がされたこと、メールボックス廃止という理事会の策謀に惑わされず命令が発せられたこと、誓約文書の交付が命じられたことは大きく評価できる。

救済命令後 理事会は4月11日付けで、ほぼ命令どおりの誓約文書（一部脱漏がある）を教職員組合に交付した。

理事会はこれ以外にも教職員組合員に対する不当な懲戒解雇や配置転換命令等を発している。理事会の一連の策動は大きな失望を与えざるを得ない。現場教職員の力を強めて、良心の府たる学問研究・教育の場を取り戻していただきたい。信頼される大学の姿を回復していただきたい。

【担当弁護団】 森弘典、石塚徹、廣田真紀、
小島高志



最近の事件から

弁護士 石塚 徹

1 器物損壊罪→不起訴

名古屋芸術大学を経営する学校法人名古屋自由学院において、労働組合員であり法人の管財課長であった職員S氏が、器物損壊罪で刑事告訴された。告訴したのは、大学キャンパス内に本店を置く株式会社（社長は法人理事）で、告訴事実、S氏が大学内食堂のトレイのシールを剥がしたというものであった。

普通ではおよそ告訴だとか刑事事件になることなど考えられないが、労働組合を嫌忌する法人理事は、組合員を攻撃するために告訴をし、それを受けた警察・検察も労働組合が絡む事件として隙あらば組合を弱体化する材料とする危険をはらむと考えられた。そこで、我が事務所で構成する弁護団は、直ちに警察に赴き担当刑事に、「この事件は労働組合に対する攻撃だから、くれぐれも恣意的な捜査や処理をしないよう。また、S氏は、管財課長として正当な権限に基づいてシールを剥がしたので無罪である。」と申し入れ、S氏に対する取り調べ全てに弁護士が立ち会った（日本では取り調べ自体に立ち会うことはできず、室外で待機してS氏が助言を求めたいとき随時応ずることにした）。事件が送検された後も、担当検事に対し、警察に対すると同じ申し入れをし、検事の取り調べにも弁護士が立ち会った。

その結果、今年3月検察庁はS氏を不起訴処分とした。

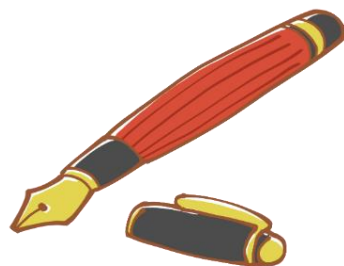
2 サラ金の過払い金事件

最近、「知り合いの人から過払い金があるのではないか、と言われた。」という相談者が来た。10年ぐらい前までは、かなり多かった相談だが、10年ぐらい前に利息制限法違反の利息で貸し付けることができなくなってからは相談は激減していた（一部の弁護士と司法書士が大量宣伝で独占した面もあるかも）。

相談を受け、サラ金各社から資料を取り寄せたところ、この相談者は30年も前から借入をしていたので、かなりの高額な過払い金があることが判明した。今、各社から和解もしくは裁判でこの過払い金を取り戻しているが、合計で500万円ぐらいになりそうである。

相談者は、古希を迎えようとする年金生活者で最近体調も良くない中、まじめにサラ金への支払いを続けていた。とっくに過払い状態になっていたのに、平気で支払いを受けていたサラ金に怒りを覚える。

知り合いの方でサラ金から借りている人はもちろん、過去に借りていた人がいたら、過払い金は消滅時効が10年だから、一度弁護士へ相談するよう勧めて下さい。





交通事故に遭ってしまったら…2

弁護士 安井 一 大

1 はじめに （交通事故に遭った場合 法律相談はいつまでにすればよい？）

「交通事故に遭った場合、法律相談はいつまでにすればよいですか？」という質問を、たまにされることがあります。

交通事故に遭い、物損事故であれば自動車等の修理費用やレンタカー代等、人損事故であれば治療費や慰謝料等の損害額が確定した場合、最後に示談書（免責証書と言うこともあります。）を作成することがあります。これは、加害者側にいく



ら分の損害賠償債務があることや、今後は紛争の蒸し返しをしないこと等を確認するものです。したがって、基本的には、遅くとも、示談書を作成する前までには、ご相談いただいた方がよいです。

2 示談が成立した後に、覆った事例

ただ、示談が成立したとされる場合でも、その示談内容に後から不満を抱かれる方もいます。ある相談者の遭った交通事故では、自己の加入する保険会社と相手方の加入する保険会社の間の交渉で、相手方保険会社が修理費用分の損害賠償金を支払うことで示談が成立しました。しかし、その相談者は、本当は評価損（修理しても回復できない分の損害。いわゆる格落ち。）も損害として請求したいと考えていましたが、保険会社の説明が不十分だったのか、評価損は損害金に含まれない示談内容となっていました。評価損自体も、裁判所の傾向としても、初度登録年度から期間があ

まり経過していないことや走行距離も比較的短いこと等、様々な条件が揃わないと認められません。このため、この方の事案では、①そもそも示談が成立しているのではないか②成立していないとしても評価損は認められるのか、という大きなハードルがありました。しかし、弁護士において対応した結果、裁判では実質的に、裁判例の傾向としても大きい割合での評価損分の和解金を支払ってもらうことで、和解が成立しました。

3 まとめ

上記のとおり、交通事故に遭われた場合は、基本的には示談書を作成する前までにご相談ください。勿論、交通事故後、早い方が様々なアドバイスができますので、早い方がよいです。ただし、示談書の作成後であっても、事案によってはもしかしたら再交渉の余地があるかもしれません。一度弁護士にご相談ください。





約40年ぶりに改正された相続法！相続の何が変わる？①

弁護士 廣田 真紀

前回まで5回にわたり、約120年ぶりの民法大改正について、改正の注目点を解説してきました。今回からは、2018年7月6日に改正され、2019年1月13日から順次施行されている相続法の解説をしていきます。無用な相続争いを避けるため、改正点を理解し、今のうちから来たるべき相続に備えましょう。

☆はじめに

相続争いは年々増加中

最高裁判所「司法統計年報(家事事件編)」によると、裁判所に持ち込まれる相続の遺産分割事件は、平成19年に12,265件だったのが、平成23年には14,029件、平成27年には14,979件と年々増加傾向にあります。相続争いは身近に起こりうる問題です。

遺産が少額でも相続争いは発生する

「うちは財産がないから相続争いは起きないよ」、なんて思っていないですか？

平成27年の司法統計年報では、遺産額「1000万円以下」の争いが全体の32.1%、「1000万円超え5000万円以下」の争いが全体の43.8%を占めています。遺産分割事件のうち実に約75%は5000万円以下の争いなのです。

相続争いは資産家だけの話ではありません。



☆自筆証書遺言の方式の緩和

(2019年1月13日施行)

相続争いを避けるためには、遺言書が有効です。遺言書を作成し、どの遺産を誰にどれだけ渡したいかはっきり意思表示をしておくことで争いの芽を摘むことができます。

遺言書には複数の方式がありますが、その中でも自分で比較的簡単に作成することができるものとして『自筆証書遺言』があります。

自筆証書遺言は「遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない」とされており(民法968条1項)、これまでは遺言書全体を自筆しなければなりませんでした。

改正により2項が新設され「自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部または一部の目録を添付する場合には、自書することを要しない。」と規定されました。すなわち、遺言書の全文、日付及び氏名すべてを自筆しなくてはならなかったのが、財産目録については自筆しなくてもよくなったのです。パソコン等で作成したり、誰かに代筆してもらったり、あるいは登記事項証明書や通帳その他の写しを添付しても構いません。ただし、この場合、財産目録の各ページに署名、押印が必要です。

自筆証書遺言を作成してみたい、作成してみたので内容を確認して欲しいという方は事務所までご相談ください。

相談と事件から



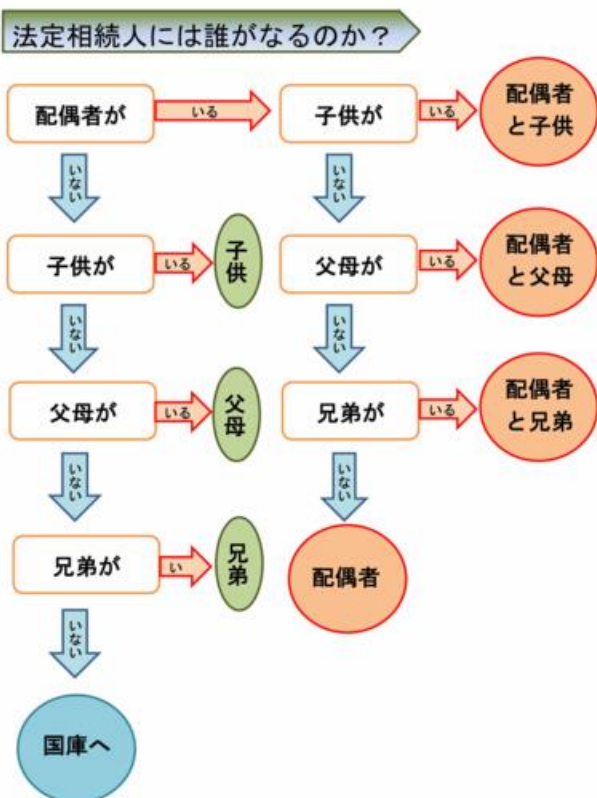
【相続の放棄】

被相続人が遺した債務に関する相談が増えて
います。

プラス財産以上の借金を遺したとき、損害賠償
義務を負うとき、債務の保証人であるとき等は、
家庭裁判所に対し相続放棄の申述をするのがお
勧めです。これにより相続人ではなくなり、債務
を引き継がないですみます。プラス財産も引き継
げないので注意。

この手続は、自分のために相続が開始されたこ
とを知ったときから3か月以内にしなければな
りません。特別な場合は3か月後でも相続放棄で
きますからご相談下さい。

もし子が相続放棄すれば、被相続人の両親が
相続人になります。この両親ともが相続放棄手
続をすると、次は兄弟姉妹が（兄弟姉妹が死亡
していたらその子らが）相続人になります。こ
こでも相続放棄をすれば、債務や財産を引き継
ぐ相続人はいないことになります。



【相続人がいない場合の財産と債務】

法定相続人がいないという相談も多種ありま
す。

相続人がいない場合、民法は相続財産管理人制
度を用意しています。

利害関係人は家庭裁判所に相続財産管理人の
選任を申し立てることができます。申立に際して
は手続費用をまかなうため一定の予納金（最低5
0万円程度）が必要です。裁判所から選任された
相続財産管理人は、法の定める手続きを順次踏
み、財産を処分・換価します。そして特別縁故者
に財産を分与したり債務の弁済をします。それ
でも余剰の財産があれば国庫に帰属させます。特
別縁故者として財産分与を得たい方や債権の弁
済を受けたい方はこの制度を利用しましょう。

相続人が存在せず、相続財産管理人による手
続も行われない遺産と債務は、そのまま放置さ
れてしまいます。当然に国が引き取ってくれる
わけではありません。

誰も所有しない放置された土地や古屋があ
ちこちにみられます。遺言をして、お世話にな
った方や有意義な社会活動団体等に遺贈した
らどうでしょうか。

※「空家等対策特別措置法」（H26）にも留意

【弁護士名内容証明の効果】

家賃を長年滞納しながらあれやこれやと居座
っている方がいましたが、弁護士名の内証証明
郵便が届いたとたん、大家さんのところへ駆け
込んで退去を誓約し、1か月後に明け渡しが完
了しました。

養育費を支払わねばならないが重い病で無収
入になってしまった方の相談を受けて、元妻に
対して養育費の支払を止めざるを得ないと通
告したところ、執拗に支払いを迫っていた元妻
からの請求がなくなりました。

まずは相談してみることです。



自然災害と損害保険

みらい保険事務所 仲野丘人

1 近年の自然災害について

毎年のように台風、豪雨、大雪、地震など自然災害が全国各地で発生し、深刻な被害をもたらしています。昨年の9月に本州に上陸した台風21号と24号は、過去の大きな風水災等による各種保険金支払額の統計で、1番目と6番目、さらに昨年は7月豪雨も7番目となっています。(出典：日本損害保険協会、2019年3月11日現在)

1番目の台風21号は請求件数943,380件、支払保険金9,698億円にのぼりました。保険金請求の時効は3年ですので、今後も支払保険金は増加するでしょう。このうち火災保険が占める支払額の割合は、91%ほどです。この支払額には共済は含まれていません。火災保険の加入率は、2015年内閣府の推計で持ち家世帯の61%です。(共済を含めた加入率は約82%)。実際の被害額は倍近いのではないのでしょうか。地震保険の支払保険金額の1位は、2011年の東日本大震災で1兆3,203億円です。(日本地震再保険(株)調べ)2011年における全世帯の地震保険付帯率は26.0%でした。

2 加入している保険は大丈夫？

このように、自然災害の被害規模は、損害保険の保険金支払額を基準に推測できますが、支払保険金額の大小と実際の被害規模は必ずしも一致しません。災害当時の各種損害保険の加入率、特約付保率、支払い事由、支払い基準などが時期によりそれぞれ違うため、その時々で保険金支払額が大きく変わるためです。支払額の2番目は1991年の台風19号で5,225億円でした。約28年前です。当時の火災保険では、風災・ひょう災・雪

災が支払い対象ではなかったり、支払い対象であっても20万未満では1円も支払われず、20万以上は全額支払われるというフランチャイズ方式でした。この点に関しては、ここ数年で各保険会社は火災保険を改定し、多くは免責(自己負担)方式へと変更しました。しかし現在も改定前の火災保険は、フランチャイズ方式です。皆さんの保険はどちらのタイプか把握されていますか？

3 保険の役割

損害保険、特に火災保険は自然災害に備えるという役割もあり、「滅多に起きないが、起きた時には損害が大きくなるものに備える」という保険の本質に合致するところが多くあります。自然災害が年々増加している現在、ご自分の保険の加入状況、現在加入している保険内容、特約の確認、地震保険の加入有無、など多角的に保険を確認してみはいかがでしょうか。

昨年の台風では会員の方で被害にあわれた方もいます。弊社に於いても火災保険だけで保険金の支払いが2,000万円近くありました。私共は、保険会社に関わらず保険全般の相談、見直し、内容確認、保険金請求のお手伝いなど随時行っています。また、事故の相談も弁護士と連携して行っています。

保険は日々の生活の中においても、突然のトラブルの対応などに思わぬ力になることがあります。何かありましたらまず、ご相談ください。

こんなケースも・・・

会員 谷口 純子

昨年秋の台風21号で築30年の自宅や庭が被害にあいました。被害の中に庭のフェンスがあり、会員の仲野さんに火災保険の保険金の支払いに含まれることを教えてもらい、保険金請求をしたところ、認められました。保険には加入していてもどんな場合に保険金が出るのか理解していなかったのが、専門家からのアドバイスが心強く、火災保険に加入しておいてよかったと実感しました。

地域のオアシス ガーデンカフェやっちゃんち

森川和世

私と娘の靖子は5年前の3月まで聖霊病院で仕事をしていたのですが皆さんが楽しく集ってくれる場所をつくるのが私の夢、靖子は飲み物をお客様にお出しすることが夢で二人の夢を叶えるために5年前の6月「やっちゃんち」を始めました。



最初はどうなることかと心配しましたが、もう5年も過ぎました。1つのテーブルにお客様が座って「わいわい、がやがや」お茶を飲みながら、色々なお話をして帰られます。皆さんは昔からの知人ではなく、その日その場で顔を合わせた方々と楽しくおしゃべりをしています。独り暮らしの方もお店に見えて「今日初めて声を出してしゃべった」と言われる方も。

毎月のイベントも増えて歌声サロン、折り紙教室、健康体操、新聞ちぎり絵等広がってきました。参加される皆さんお元気で折り紙などは口八丁手八丁で、素敵な作品が出来上がります。私とやっちゃんとはそんな雰囲気大好きです。

私が看護師をしていた関係で、みなさんから健康相談、介護相談、障がいの子供さんを持つ親御さんの相談も受けています。「こんな症状があるんだけど何科に受診したらいいの?」「傷がなかなか治らないけど、どうしたらいい?」「動けなくなった。助けてほしい?」等々高齢化社会の問題です。しかし皆さんは明るく笑いで病氣も吹っ飛んでいってしまう感じです。夫は、日曜大

工が地域の方に知られ、地域の中で近所の家の机を直したり、木工製品を頼まれたりと日々忙しく過ごしながらも「やっちゃんち」のお手伝いしをしてくれています。

これからも地域になくはない「やっちゃんち」を目指して頑張りたいと思います。

ガーデンカフェやっちゃんち
電話:052-832-8388
昭和区八事本町31-4

●毎月第3火曜日10時～12時まで無料法律相談会を開催しております。

鶴舞法律事務所より、弁護士の先生に来て頂いております。

●参加費は飲み物代300円です。



= 中学生の職場体験学習 =

今年も1月16日～18日の3日間 9:30～15:00の時間で職場体験学習の名古屋市立北山中学校の2年生5名(男子2名、女子3名)を事務所に迎えました。弁護士4名がそれぞれ担当を持ち、弁護士の仕事や法律、憲法についての話をし、裁判所で実際の裁判も見学してもらいました。後日送ってもらった生徒さん達の感想の一部をご紹介します。

- ・社会の基となる法律で困っている人を救う奥深い職業だと思いました。
- ・裁判になるまでの過程などを教えてくださってとても勉強になりました。裁判を傍聴するという貴重な体験ができ嬉しく思います。
- ・事務の方の仕事もさせていただいて裏で支える仕事の大切さを実感しました。
- ・今後はこの経験を日頃の学習や生活の中で活かしていきたいと思います。



緊張気味の生徒さん達でしたが、質問や発言もあり制服が、とても新鮮でした。記憶に残る3日間であってくれればと思います。

事務局

遺伝子組み替え品種と農薬

モンサント社（現在は独バイエル社に吸収）の強力な除草剤「ラウンドアップ」の有効成分はグリホサートであり、これには発がんの懸念があるとされた（動物実験による 2015 年国際がん研究機関 IARC）。モンサント社は、遺伝子組み替え技術によって、この農薬にだけ耐性を持つ品種を作り出し、世界的規模でセツト販売している（大豆、トウモロコシ等。ラウンドアップレディーと呼ぶ）。これ以外の品種はラウンドアップのために成長できないのだ。遺伝子組み換え種子には特許がある。モンサントは特許使用の条件として、栽培によってできる種子を使用すること等を禁じ、農家に対し徹底的で強圧的な監視や責任追及をしてきた。

昨年 8 月、米カリフォルニア州地方裁判所の陪審が、ラウンドアップに長年さらされた末期癌の男性に対し 2 億 8900 万ドル（約 320 億円）を賠償するようモンサントに命じた。さらに今年 3 月、カリフォルニア州連邦地方裁判所の陪審は、悪性リンパ腫を罹患した男性について、ラウンドアップが「事実上の要因だった」と評決した。米国では同種訴訟が続々と提起されており、やがて 1 万件に及ぶといわれる。

日本でもラウンドアップ除草剤が取り扱われており、家庭用は誰でも店頭で購入できる。

世界各国がグリホサートを規制する潮流の中、日本はその残留濃度規制を大幅に緩和した。

第 7 回 地元の弁護士・税理士・司法書士による無料相談会

◆日時：6 月 19 日（水）午後 1 時 30 分～午後 8 時（要予約）

◆場所：名古屋市高齢者就業支援センター 4 階 第 1 研修室

つるま法律倶楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が一堂に会しますので、法律のことや税金のことまとめて相談できます。＜詳細は同封のチラシをご覧ください＞

『おさえておきたい相続法の基本』

◆日時：6 月 17 日（月） ◎午後 1 時 30 分～3 時 30 分（昼の部）

◎午後 6 時 30 分～8 時 30 分（夜の部）

◆場所：名古屋市高齢者就業支援センター 4 階 第 2 研修室

多くの皆様にご参加いただけるよう（昼の部・夜の部）の二回開きます。学習会終了後、個別相談会もあります。＜詳細は同封のチラシをご覧ください＞

皆様おかわりないでしょうか

小野万里子法律事務所 弁護士 小野万里子

私は、弁護士業務の傍ら、イラクの子供の医療支援活動と「名古屋小児がん基金」の理事をしています。今回は堤未果さんの講演の案内をさせていただきましたので、ぜひご来場ください。あからさな市場原理から人の命と公的医療保険制度を守るためにはどうすべきかを一緒に考えましょう。

なお、5 月末の倶楽部旅行でお会いできることも楽しみにしております。

（講演の詳細は同封のチラシをご覧ください）

つるま法律倶楽部会員みなさまへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日 午前10時～午後6時

第2土曜日（午前10時～12時）、第4土曜日（午後1時～3時）

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約（受付時間 平日午前9時～午後6時）を
お願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

★つるま法律倶楽部では様々な会を開催しています。会員でない方も参加大歓迎！★

低山歩こう会

今年は以下の開催を予定しています。
参加される方は事務所までご連絡ください。
詳しい案内を送ります。

<参加費> 5,000 円/人
<次回開催予定日>
9月29日（日）



支え合う会♪ぴーぷる♪



今回は、総会＆茶話会です。

6月8日（土）午前10時～12時
法律事務所会議室にて

詳細は同封の♪ぴーぷる便り♪を
お読み下さい。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度（2018.6～2019.5）の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきますので年会費3000円の納入をお願いいたします。
尚、住所変更、退会等のご連絡をお願いいたします。

——【編集後記】—— 法律倶楽部世話人の成田さん、仲野さんらが本号たよりから編集作業に加わっていただきました。紙面が少しリニューアルできたかと思います。印刷も経費削減のため、顧問先の保育園の印刷機をお借りしました。いかがでしたでしょうか。たよりに対するご意見、ご感想をお寄せ下さい。宜しくお願いします。

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL（052）852-1220 / FAX（052）852-1227